平成２６年（フ）第７６９号
広島市安佐北区可部７丁目19番８号
破産者　林　惠美子
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７８２号
広島市西区小河内町２丁目17番２号
破産者　川本　裕二
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８５号
香川県坂出市京町２丁目７番３－２号　京町団地、開始決定時の住所香川県坂出市京町２丁目７番３－２号
破産者　石原ミサヲ
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第５１３号
熊本県上益城郡甲佐町大字早川1265番地９
破産者　山田久仁子（旧姓大浦）
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５３号
熊本県八代市中北町3006番地18
破産者　舛本　和樹
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第７２号
熊本県八代市黄金町３番地４　２Ｄ、前住所熊本県八代市北平和町203番地
破産者　田尻　弘幸
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１１０号
宮崎県都城市高城町石山3128番地３、開始決定時の住所宮崎県都城市山田町山田9587番地55
破産者　永山順一郎
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第１４号
宮崎県都城市山之口町山之口3816番地１
破産者　西村　健治
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第７５号
宮崎県都城市都原町7232番地１
破産者　福重　信也
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第４２号
沖縄県名護市字宇茂佐1709番地69コーポオリオン300号
破産者　神元　　敦
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第３６３号
栃木県宇都宮市平出町2302番地８
破産者　松尾　嘉洋
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５１９号
栃木県栃木市大町28番６号
破産者　野口　佳宏
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８３号
佐藤商事こと亡佐藤智章の最後の住所群馬県伊勢崎市山王町19番地５
破産者　被相続人佐藤商事こと亡佐藤智章相続財産
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１９４９号
大阪市旭区清水２丁目８番８―206号
破産者　株式会社南大阪ホームサービス
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４０７号
札幌市白石区東米里2153番２
破産者　有限会社中田運送
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５８号
茨城県古河市尾崎3515番地26
破産者　有限会社和田観光
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第５２０号
千葉県市原市君塚１―24―29　コモンシティハイツＨ202号室、住民票上の住所千葉県君津市川谷572番地３
破産者　白熊　和美
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９０号
東京都武蔵村山市残堀１丁目15番地の13、開始決定時の住所東京都東大和市中央２丁目1043番地の28
破産者　押山　　武
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部